

保育士修学資金貸付制度

保育士修学資金貸付とは

保育の職場で働く人材の育成・確保を目的として実施している修学資金の貸付事業です。貸付条件を満たせば、貸付金の返還免除の優遇を受けることができます。

※入学後、指定養成施設(以下養成施設)を経由しての申し込みとなります。

貸付内容 (当該年度に養成施設に入学した方が対象となります)

- ①修学資金 月額5万円以内 (修学期間2年の場合) (※1)
- ②入学準備金 20万円以内 (任意)
- ③就職準備金 20万円以内 (任意)

- ・申込にあたり、要件を満たす連帯保証人を立てていただきます。
- ・貸付には定員及び審査があります。(令和3年度募集人員:80名程度)
- ・修学期間中及び保育施設等に就労中の貸付利息は、全額無利子です。

(※1) 修学資金の貸付総額が120万円以内であれば2年を超えて貸付可能です。

返還の免除 (次の条件を全て満たした場合、貸付額が全額免除となります)

- ①養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行うこと
- ②保育士として登録後、福島県内の保育施設等で保育士業務に従事し、かつ継続して5年間従事すること (過疎地で業務従事した場合は3年間以上従事したとき)

貸付条件に反した場合は一括返還となります



【問い合わせ先】

社会福祉法人福島県社会福祉協議会 福祉サービス支援室
〒960-8141 福島市渡利字七社宮111 TEL:024-523-1256

ホームページ <http://www.fukushimakenshakyo.or.jp/>

令和3年12月作成
裏面をご覧ください⇒